

南知多町告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

南知多町長 石 黒 和 彦

委託した徴収等の事務	委託場所	委託を受けた者の名称及び所在地	委託期間
し尿処理手数料の徴収事務	篠 島 日間賀島	南知多町大字大井字南側43番地の2 有限会社 大井毎日 代表取締役 丹羽 徳男	令和6年4月1日～令和7年3月31日